

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求事件
国側当事者・国（熱海税務署長）
平成26年9月30日棄却・確定

判 決	
原告	甲
同訴訟代理人弁護士	古田 茂
被告	国
同代表者法務大臣	馬場 みどり
処分行政庁	熱海税務署長 近藤 龍彦
指定代理人	別紙1 指定代理人目録記載のとおり

- 主 文
- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

熱海税務署長が平成22年7月2日付けでした、原告の平成20年分相続税に係る平成22年2月22日付け更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、乙（以下「乙」という。）の相続人である原告が、乙からの相続（以下「本件相続」という。）に係る「相続税がかかる財産」として相続税の申告書に記載した原告名義の定期預金等につき、これらが原告の固有財産であり相続財産ではないことを理由に、熱海税務署長に対し、相続税の更正の請求をしたところ、同署長から、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）を受けたため、その取消しを求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 乙は、昭和7年1月10日に生まれた（甲9、乙2の2）。

イ 丙（昭和8年2月3日生まれ。以下「丙」という。）は、乙の妻である（甲9、乙2の2）。

ウ 原告（昭和35年5月17日生まれ）は、乙の長女であり、昭和58年3月30日、丁と結婚し、平成14年5月22日に離婚したが、復姓はしていない（甲62、乙2の2）。

エ 戊（昭和38年11月13日生まれ。以下「戊」という。）は、乙の長男である（甲9、乙2の2）。

(2) 相続の開始

乙は、平成20年4月27日に死亡して、その相続（以下「本件相続」という。）が開始し

た。乙の相続人は、原告、丙及び戊である。(乙2の2)

(3) 課税処分の経緯

ア 相続税の申告

原告は、平成21年2月25日、熱海税務署長に対し、本件相続に係る相続税の申告書のうち、第1表及び第2表を提出し、同年3月3日に第5表以下を提出した(甲1、2。以下、原告が提出した本件相続に係る相続税の申告書を「本件申告書」という。)

イ 更正の請求

原告は、平成22年2月22日、熱海税務署長に対して、本件申告書には、原告の固有財産であって相続財産ではない別紙2財産目録記載の各財産(以下「本件各財産」といい、同目録に記載の1ないし5の預金等を順に「本件A定期預金」、「本件B定期預金」、「本件C定期貯金」、「本件国債」、「本件D保険」という。)が含まれているとして、更正の請求を行った(甲3)。

ウ 本件通知処分

熱海税務署長は、平成22年7月2日、原告に対し、本件各財産は原告の固有財産とは認められず、上記更正の請求は、理由がないとして、本件通知処分をした(甲4)。

エ 異議申立て及び異議決定

原告は、平成22年8月25日、熱海税務署長に対し、本件通知処分の取消しを求める異議申立てをしたところ、同署長は、同年10月25日、これを棄却する旨の決定をした(甲5)。

オ 審査請求及び裁決

原告は、平成22年11月26日、国税不服審判所長に対し、本件通知処分の取消しを求める審査請求をしたところ、同所長は、平成23年11月22日、これを棄却する旨の裁決をし、同裁決に係る裁決書は同月29日、原告に到達した(甲6、乙20)。

(4) 本件訴えの提起

原告は、平成24年5月25日、本件訴えを提起した(顕著な事実)。

2 課税処分の根拠

本件相続に係る原告の相続税の課税価格及び納付すべき税額の算出根拠は、以下のとおりである。

(1) 原告、丙及び戊が相続により取得した財産の価額の合計額

3億0803万8730円

上記金額は、次のアないしキの合計額である。

ア 土地の価額	9872万4503円
イ 家屋、構築物の価額	1460万1848円
ウ 事業用財産の価額	4万3400円
エ 有価証券の価額	5124万2491円
オ 現金・預貯金等の価額	7640万7854円
なお、上記価額に、「本件A定期預金」、「本件B定期預金」、「本件C定期貯金」及び「本件国債」は含まれている。	
カ 家庭用財産の価額	59万4088円
キ その他の財産の価額	6642万4546円

(ア)	戊に対する貸付金の金額	3012万6744円
(イ)	本件D保険に関する権利の価額	467万9305円
(ウ)	保険契約者を原告とするN生命保険株式会社との終身保険契約（証券番号 ）に関する権利の価額	192万9573円
(エ)	保険契約者を戊とする株式会社W生命保険との養老保険契約（証券記号番号 － ）に関する権利の価額	104万8632円
(オ)	貸付金及び生命保険契約に関する権利以外のその他の財産の価額	2864万0292円

(3) 原告、丙及び戊の課税価格の合計額（別紙３表１の⑪の「合計」欄の金額）
3億0339万7000円

(4) 原告、丙及び戊の遺産に係る基礎控除額（別紙3表2の②の金額）	8000万円
------------------------------------	--------

(5) 原告、丙及び戊の課税遺産総額（別紙３表２の③の金額）

2億2339万7000円

(6) 法定相続分に応ずる取得金額（別紙３表２の⑤の「法定相続分に応ずる取得金額」欄の金額）

ア	原告	5 5 8 4 万 9 0 0 0 円
イ	丙	1 億 1 1 6 9 万 8 0 0 0 円
ウ	戊	5 5 8 4 万 9 0 0 0 円

(7) 相続税の総額（別紙3表1の⑫の「合計」欄の金額、別紙3表2の⑥の金額）

4718万8600円

3

(8) 原告の相続税額（別紙3表1の⑭の「原告」欄の金額） 1145万5869円

上記金額は、上記(7)の金額に、上記(3)の課税価格の合計額のうち、原告の課税価格（別紙3表1の⑪の「原告」欄の金額）の占める割合（別紙3表1の⑬の「原告」欄参照）を乗じて算出した金額である。

(9) 納付すべき税額（別紙3表1の⑯の「原告」欄の金額） 1145万5800円

上記金額は、上記(8)の金額につき、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である

3 争点

本件各財産が原告の固有財産と認められるか。

4 争点に対する当事者の主張の要旨

（原告の主張の要旨）

(1) 原資等について

ア 本件各財産は、①原告が、祖母であるF（以下「F」という。）から贈与を受けた2000万円、②原告の学校法人G（以下「G」という。）等に対する貸付金の返済金、③原告の幼少期からのお年玉、小遣いや原告の所得、④乙から贈与を受けた財産から構成され、いずれも乙の相続財産ではない。①については、Fの残した財産は、原告の祖父であるH（以下「H」という。）が原告のために管理し、Hが死亡する直前に、乙が原告のために管理を引き継いだものであり、原告は、昭和55年1月、Hから、Fが原告に残した財産が2000万円ある旨の説明を受け、その証券のようなものを見せられた。この2000万円は、I証券熱海支店において管理及び運用されていたか、平成2年8月30日にJ証券（現K証券株式会社）の原告名義口座に入庫された割引興業債券2480万円ないしL銀行伊東支店の約1000万円の定期預金の原資となった可能性がある。

イ この点、被告は、丙の供述に依拠し、本件各財産の原資はFが乙と丙に贈与した6000万円である旨主張するが、丙は、曖昧な供述をするに止まり、客観的な裏付けはない。また、仮に丙の供述どおりであれば、本件各財産は乙及び丙名義で運用されたはずであり、当初から一貫して原告名義で運用されている事実と矛盾する。

(2) 本件各財産の管理及び運用について

ア 原告は、原告名義の預貯金通帳や書証、印鑑等はA銀行伊東支店に借りた自分名義の貸金庫や静岡県伊東市にあった乙の居宅（以下「乙の居宅」という。）の2階にある原告自室内で保管していたところ、これらは、原告名義の財産は、乙の財産とは区別して、原告自身が管理していたことを示している。

イ この点、被告は、乙が作成し、保管していたメモ（以下「本件メモ」という。）により、乙が財産を管理していたと主張するが、本件メモには丙の固有財産が含まれているのであるから、乙は、自己に帰属する財産を管理する趣旨で本件メモを作成したわけではなく、単に自己が管理に関与している財産を記載していたものと見るべきである。なお、本件メモは、A銀行の乙名義の貸金庫内にあり、乙の死亡によって貸金庫が開けなくなる前に保管物を確認すべく、乙死亡の翌日に戊、原告及び原告の同居人であるU（以下「U」という。）が同貸金庫を開扉した際、その存在を確認したものである。

被告は、原告及び戊名義の各財産の発生及び運用過程に共通するところがある旨主張するが、これは、乙が、原告名義の預金等と、ほぼ同時期に、同額で戊名義の預金等を形成して

いたという事実を意味するにすぎないから、ここから原告名義の財産が乙の財産であると導くことには飛躍がある。また、原告は、Fから原告に対して2000万円相当の財産が贈与されているとの事実を聞いているだけであるから、戊と原告の財産がほぼ同額になるように乙が戊のために財産を形成したということも、戊もFから贈与を受けていたということも十分にありえるから、原告がFから贈与を受けた事実と矛盾するものではない。さらに、例えば、A銀行伊東駅支店の普通預金口座（口座番号　　。以下「本件A普通預金」という。）は、原告の固有財産を管理及び運用するに当たって利用するために開設されたものであるところ、戊については、この時期、これに相当する普通預金口座は開設されていないから、原告及び戊名義の各財産の発生及び運用過程は全く共通しているわけではない。加えて、戊は、本件相続に係る相続税の申告に当たり、乙の生前に戊名義の財産から送金を受けた金銭について、乙の戊に対する貸付金として処理しているが、送金を受けた全ての金銭について貸付金として処理しているものではないし、計上していない金銭については贈与税の申告もしていないから、戊も本件相続の開始前は、乙が管理に関与した戊名義の財産について、自己の財産であることを前提とする行動を取っていた。

ウ 原告は、本件相続に係る相続税の申告に当たって、丙と戊が委任する税理士から相続財産目録の開示を拒否され、申告期限の直前に、相続財産の内訳について記載された書面の交付を受けないまま、同税理士から提供を受けた第1表及び第2表を税務署に提出し、後日、不足分を提出した経緯があり、この経緯を前提とすると本件申告書を提出した事実は原告が本件各財産を相続財産と認識していた根拠になるものではない。

(3) 本件各財産の個別具体的な原資・運用等は次のとおりである。

ア 本件A普通預金

本件A普通預金については、昭和59年8月1日に原告によって開設されたが、同口座への入金、専ら原告名義の国債の利息や預金の解約金等であり、一部の入金は、原告自身が行ったものである。他方、同口座からの支出は、原告の学費や原告名義の生命保険料の支払などであり、多くの払戻し等については、その手続を原告自身が行っている。また、戊や丙も、本件A普通預金については、本件相続の申告に当たって相続財産に含めていない。したがって、本件A普通預金が原告の固有財産であることは明らかである。

なお、本件A普通預金の口座の開設に当たっては、口座名義人の読み仮名を「甲」と誤っているところ、これは原告自身の当時の誤解によるものである。また、原告が本件A普通預金を管理するようになった後も、乙に管理を手伝ってもらっていたから、本件A普通預金の預金通帳の入金欄に「甲」と手書きされていたり、乙が払戻し等の手続を行ったりすることは、本件A普通預金が原告の固有財産であることと矛盾しない。

イ 本件A定期預金

本件A定期預金は、平成2年10月5日に預けられた元金2500万円の定期預金を前身として、その後書換えを繰り返したものであるが、その原資は平成2年8月30日にJ証券に入庫された割引興業債券であり、その原資については、Hが管理していたFからの贈与財産であった。また、本件A定期預金に至る定期預金書換えの過程において、その利息が本件A普通預金に入金され、原告の学費、生命保険料等の支出の原資となっている。これらの事実を前提とすると、本件A定期預金は原告の固有財産である。

ウ 本件B定期預金

本件B定期預金は、平成10年2月6日に預け入れられた元金1000万円の定期預金について書換えを繰り返したものであるところ、その原資は、同月5日に本件A定期預金から解約された1000万円である。その後、本件B定期預金については書換えが繰り返されているところ、少なくとも平成15年4月21日の印鑑届は、原告の筆跡によるものであり、原告自身が自己の財産として管理に関与していたことを示すものである。したがって、本件B定期預金は原告の固有財産である。

エ 本件C定期貯金

本件C定期貯金は、平成2年5月7日に預け入れられた定期貯金であるところ、その原資は、①原告のGに対する貸付金の返済金250万円、②原告の舅に対する貸付金の返済金100万円及び③乙から贈与を受けた25万円である。なお、乙が原告に対して25万円を贈与した経緯は、原告が貯金するために350万円を乙の居宅に持参したところ、戊のために400万円を貯金しようとした乙が、そのうちの25万円を原告に贈与したというものであり、原告は、乙から贈与を受けた25万円を合わせて375万円を貯金し、乙は戊のために375万円を貯金した。したがって、本件C定期貯金は原告の固有財産である。

オ 本件国債

本件国債は、平成16年6月16日に購入された国債であるところ、その原資は、同日償還を受けた第195回利付国債1757万4880円と本件A普通預金の一部である。また、上記第195回利付国債の原資は、大要、①Gに対する貸付金の返済金を原資とするC定期貯金（平成4年4月6日預入）、②昭和53年から昭和60年にかけて形成された定額C貯金及びL銀行定期預金を原資とする1000万円のL銀行定期預金、③平成2年4月2日に加入したW保険であるところ、②の原資は、幼少時からの原告のお年玉・小遣い預金であり、③の原資は、乙がHから管理を受け継いだFの残した原告名義の財産であると推測される。また、本件国債の購入資金となった本件A普通預金からの払戻請求書は、原告の筆跡により作成されている。これらの事実からすると、本件国債は原告の固有財産である。

カ 本件D保険

本件D保険は、その保険料が本件A普通預金から支出されていること、保険の申込みは原告が行い、被保険者は原告であり、死亡保険金の受取人は原告の長女であること、原告の現実の住所に応じて住所変更がなされている事実を前提とすると、本件D保険は原告の固有財産である。

（被告の主張の要旨）

- (1) 更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消しを求める訴えにおいては、更正の請求を行った原告が、更正すべき理由がない旨の通知処分の違法性について立証責任を負うところ、本件各財産は、原告自らの収入等を原資とする原告の固有財産であるとは認められず、乙に帰属すると認められるから、本件通知処分は適法である。
- (2) 原資について

原告は、本件各財産の原資について、①Fから原告に対する贈与財産、②原告のG等に対する貸付金の返済金、③幼少時からの原告のお年玉・小遣い預金、④乙から原告に対して贈与された25万円であると主張する。しかしながら、原告は、本件相続に係る相続税の申告に当たって、税理士が、本件各財産が原告の固有財産であることを証する書類の提出を求めたものの、結局、当該事実を明らかにする書類を提出することなく、相続税の更正請求等でも上記主張に

関する具体的な立証をしていないから、原告の主張に理由がないことは明らかである。また、①のFからの贈与については、原告の親権者であった丙は、Fから当時3歳であった原告への贈与の事実について否認しているし、原告名義の預貯金等とほぼ同時期に、同額の戊名義の預貯金等が開設等されていることからFが原告に財産を贈与した事実はない。さらに、②G等に対する貸付金の返済金について、G等との間における金銭消費貸借の事実については、何ら明確な立証がなされていないし、当時の原告に金員の貸付けを行うほどの資力があったとは認めがたい。その上、③原告及び戊名義の預貯金等の取引過程が全く同じであることからすれば、その原資は乙に帰属する財産から拠出されたことは明らかであるから、原資が幼少時からのお年玉・小遣い預金であるとする原告の主張は失当である。加えて、④乙から原告に対して贈与された25万円についても、具体的な立証はない。

この点、丙は、本件各財産の原資に関し、乙がFの残した財産を受け取り、その財産を運用し始めるまでの経緯を具体的に述べているし、本件各財産は、戊名義の預金等とその発生、管理及び運用過程が基本的に同じであるところ、これは乙が、戊及び原告名義として両者に平等となるように運用していたものであるから、本件各財産の原資はFが乙に残した財産である。

(3) 本件各財産の管理及び運用について

ア 乙が作成し、保管していた本件メモの上段に、乙、丙、甲、戊という名前が表記され、各人ごとに、取引金融機関等、口座番号等、金融商品名、預入時期、金額等が記載されていたことからすれば、本件メモは、生前、乙が管理及び運用していた財産を記載したものであって、同メモに記載されている本件各財産は、乙が管理及び運用していた財産であると認められる。そして、丙及び戊は、乙が生前、原告と戊に平等に財産を残していると供述していたところ、本件メモに記載された原告及び戊名義の財産はほぼ同額であったことや、本件メモや原告名義の預貯金通帳等が乙の居宅の1階の金庫（以下「本件金庫」という。）に保管されていたことも、乙が当該財産を管理及び運用していたことを裏付けるものである。また、「甲」と刻された原告の印鑑は、「印かん、乙、丙、甲、戊」と表書きされたI証券の封筒に、表書きに記載された他の3名の印鑑とともに本件金庫に保管されていたものと推認される。さらに、原告及び戊名義の書証等は、名義人ごとに証書ケースに入れられて本件金庫に保管されていたことも併せて考慮すれば、乙が本件各財産を管理及び運用していたことも強く推認される。これらの事情に、本件各財産と同額の戊名義の預金等が同時に発生し、ほぼ同様の運用過程を経ていることなどからすると、本件各財産の管理及び運用をしていたのは乙である。

イ 原告は、本件各財産の名義が原告であるとか、本件各財産に係る手続を原告が行っていたなどと主張する。しかしながら、親族間においては、親族名義を借用しての有価証券の取得、口座開設をすることがしばしば行われることからすれば、単に財産の名義人が相続人であるからといって、直ちにその名義人の財産が同人に帰属する財産であるとはいえない。また、本件メモに記載された財産に係る手続は、乙が、原告及び戊を例年呼び寄せて、本件各財産や戊名義の財産について、必要な各種手続を指示し、それらの手続を行わせていたから、実質的に当該手続を行っていたのは乙である。

(4) 本件各財産に関する原告の主張に対する反論

ア 本件A普通預金

本件A普通預金は、公共料金等の支払といった生活用の支出がないから、資金運用のため

の口座であるところ、丙は、乙が国債の購入等を行っていた旨供述する。また、本件A普通預金の預金通帳に乙の筆跡により「甲」と冠された「ワリコウ」などの手書きの記載があるが、これは、乙が当該普通預金を自らの財産として管理及び運用していた事実を裏付けるものである。原告が本件A普通預金に係る入出金手続の一部を行っていたようであるが、その大半を行っていると認められない。これらの事情からすれば、本件A普通預金を管理して、国債等の運用等を行っていた者は乙である。

原告は、本件A普通預金を自分で開設した旨主張するが、昭和58年4月に婚姻した原告が、甲姓を「甲」と発音することを知っていたにもかかわらず、その後に開設された同預金の口座名義人の読み仮名を「甲」と誤っていた事実からすれば、原告自らが同預金の口座開設の申込みを行ったとは認められない。

なお、原告は、戊に本件A普通預金に相当する預金がないとして、本件A普通預金は原告の固有財産であると主張するが、戊にも本件A普通預金に相当する預金が存在したと考えられるし、仮に、戊に本件A普通預金に相当する預金がなく、異なる内容で費消されていたとしても、それは戊が長く学生生活を続けたり、自宅を建築したりしたといった生活様式等の差異に基因するものと解されるところであり、本件各財産が乙に帰属するという結論に影響を及ぼすものではない。

したがって、本件A普通預金は、乙が資金運用のために開設した口座であり、当該口座に残されていた財産は、乙の財産であると解される。

イ 本件A定期預金

前記のとおり、原告がFから財産の贈与を受けた事実は認められない。また、本件A定期預金の原資は、J証券の原告口座に入庫された割引興業債券と推認されるところ、同様の債券が、J証券の戊名義の口座にも入庫していることが認められる。さらに、A銀行伊東駅支店には、原告と戊名義で、預入日、満期日、元金など内容が全く同じ同額の定期預金があるほか、同支店での取引状況はごく一部を除き、同じ日に行われていることが認められる。加えて、同支店から原告及び戊に対する満期日の案内には、乙の筆跡と思料される全く同じメモ書きがされていることが認められる。これらの事情に照らすと、乙が、本件A定期預金の預入れ、書換え及び解約等の手続を行っていたと認められる。

ウ 本件B定期預金

本件B定期預金は、本件A定期預金の解約金の一部を原資としているところ、同預金は原告の固有財産ではないから、本件B定期預金も原告の固有財産とは認められない。また、本件B定期預金は、原告の婚姻後に作成されたものであるが、旧姓で作成され、平成15年4月21日まで名義変更がされていない。さらに、B銀行には、原告と同様の取引過程を経た戊名義の定期預金が存在する。加えて、原告が本件B定期預金に係る手続に関与したとしても、それは、乙の意思ないし指示によって行っていたものである。これらの事情に照らせば、本件B定期預金が原告の固有財産とは認められない。

エ 本件C定期貯金

原告は本件C定期貯金の原資に係る的確な証拠を示していない。また、本件メモに記載されているとおり、C銀行の定期貯金は、原告（P）名義及び戊名義で、それぞれ375万円ずつ、均等に作成され、記号番号も連続しているところ、かかる事実は、乙が、原告と戊に平等に相続財産を残すために、同額の定期貯金を作成し、乙自ら管理及び運用していたと考

えるのが自然である。

オ 本件国債

(ア) 本件国債は、前記のとおり乙に帰属する本件A普通預金から購入されたものである。また、同預金の預金通帳の入金欄に「A国債(個)」、「甲」と手書きで記載されているが、これらの記載は、乙が同預金から出金手続を行った後、その出金の趣旨を明らかにしておくために、乙が書き込んだものと考えられる。さらに、上記取引については、同時刻にされているところ、利用された伝票の書式及び筆跡はそれぞれ異なるから、仮に一部の出金手続を原告が行ったとしても、それは、乙の指示に従って行われたにすぎない。

(イ) 原告は本件国債の原資が①C定期貯金、②L銀行定期預金、③W保険である旨主張する。しかしながら、C定期貯金については、戊にも同様の貯金が存在したことが推認できることや、同貯金の原資として主張するGに対する貸付金の返済金については、何ら明確な立証がない。また、原告及び戊名義のL銀行定期預金の取引過程が全く同じであることからすれば、その原資が幼少時からのお年玉・小遣いであるとの原告の主張は失当である。さらに、W保険は、乙が原告及び戊名義で同時に加入手続をし、満期後は、受領資金を原告及び戊名義で引き続き平等に運用するべくI証券へ移動させたと理解するのが自然である。以上からすると、いずれの主張も信用できない。

カ 本件D保険

本件D保険の保険料は、前記のとおり、乙が管理及び運用していた本件A普通預金からの出金により支払われているから、同保険料の負担者は乙であるので、本件D保険に係る権利については、相続税法3条1項3号の規定に基づき、本件相続により、保険料負担者である乙から原告が取得したものとみなされる。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件の関係者(甲62、乙2、35、証人戊、原告本人)

乙(昭和7年生まれ)の父H(明治29年生まれ)は、静岡県熱海市内に居住し、椿油の製造小売業を営んでいたが、平成元年に死亡した。乙の母F(明治33年生まれ)は、昭和39年に死亡した。乙は、両者の三男であり、昭和34年に丙と婚姻し、昭和38年から静岡県伊東市に居住して、駐車場業を営んでいたが、平成18年頃に胃ガンの手術をしてからは入院を繰り返し、平成20年4月27日に死亡した。

原告は、昭和35年に生まれ、昭和54年から昭和56年までは東京都町田市内に居住して同市内の短期大学で学び、昭和57年からは伊東市内の乙の居宅に居住して同市内の幼稚園に勤務していたが、昭和58年に丁と婚姻して長野県飯田市に居住し、Gが経営する幼稚園に勤務した。原告は、昭和59年に夫との間に長女をもうけた後も上記幼稚園で勤務していたが、平成4年に横浜市内の大学の音楽学部に入学し、同大学には乙の居宅から通い、週末に飯田市に戻るといって生活を続けた。原告は、平成8年には横浜市に、平成9年には東京都八王子市に、平成14年には町田市に、平成21年には埼玉県内に転居したが、住民票上の住所は、飯田市内のままとなっている。原告は、この間の平成14年に夫と離婚したが復姓はせず、乙の死亡前からUという男性と同居している。

戊は、昭和38年に生まれ、昭和58年に大学に入学し、大学院修士課程と博士課程を含め

た10年間の学生生活を送り、その間は千葉県内及び東京都内に居住していたが、平成8年からは千葉県内の大学の教員として勤務し、平成11年からは横浜市内に建てた住居に住んでいる。

(2) 乙死亡時の状況（乙8、11、15、16の1、17の3、17の4、17の7、31の2、31の3、33の1、35、36、証人戊）

乙が死亡した3日後の平成20年4月30日、戊は、乙の居宅の1階にある本件金庫を、原告及びUと共に開けた。本件金庫には、丙の筆跡で「明細 乙 丙 甲 戊」と記載された緑色の封筒があり、それ以外には、A銀行の貸金庫のカード及び鍵と、丙の筆跡で「印かん 乙 丙 甲 戊」と記載されたI証券の封筒があった。また、本件金庫の中には、黒いビニール製の書証ケースが3つ、和風の柄の付いた書類ケースが一つあった。なお、原告、丙及び戊は本件金庫の開け方を知っていたが、本件金庫は乙が管理していた。

戊、原告及びUは、乙の居宅の3階にある戊の部屋で、本件金庫の中身を確認した。上記黒いビニール製の書証ケースのうち、一つには戊名義のものが、もう一つには原告名義のものがおおむね整理されて入っていた。緑色の封筒の中には、後記(3)で述べる本件メモが入っていた。また、「印かん」と書いてある封筒には、4本の印鑑が入っていた。

原告及び戊は、本件金庫の中身を確認し終わると、戊名義の預金通帳等は戊が、原告名義の預金通帳等は原告がそれぞれ管理することとして各自で持ち帰り、乙と丙名義の預金通帳等は、本件金庫内に戻した。

(3) 本件メモの記載内容（乙8）

ア 本件メモは、乙の筆跡によるものであり、上記のとおり本件金庫で保管されていた。本件メモは、4枚のメモからなり、それぞれのメモの上段には、乙、丙、戊、甲と記載され、その下には、各人ごとに、取引金融機関、口座番号、金融商品名、預入時期、金額等が記載されていた。

イ 本件メモのうち、上段に甲と記載されているメモには、次のような記載がある。

「B銀行（小田原） 定期口座 自動継続 ●● ●● 平成16年3月14日 10, 003, 200__ 甲」

「A銀行 定期口座 自動継続 ●●—●● 平成17年3月14日 10, 000, 000__ 甲 普通口座（決裁） ●● 個人国債 保護預り 20, 000, 000__ 平成16年6月16日 甲」（注：上記「決裁」は原文の記載による。）

「C貯金 自動継続 ●●—●● 375万 平成2年5月7日 P 普通預金口座
— 甲」

「D保険 （有）M 初回払込保険証券番号 ●● 平成17年9月現在 445万 平成12年初回 甲」

「N生命保険 終身保険 ●● 被保険者丙 300万」

ウ 本件メモのうち、上段に戊と記載されているメモには、次のような記載がある。

「O信用金庫 定期口座 ●●—●●—●● 10, 000, 000__」

「C貯金 自動継続定期 ●●—●● 375万 平成2年5月7日 普通口座 ●●—●● 養老保険 ●●—●●—●● 被保険者乙 150万 平成24年5月8日 養老保険 ●●—●●—●● 被保険者丙 150万 平成24年5月8日」

「N生命 終身保険 ●● 被保険者乙 100万」

(4) 原告名義の口座の開設経緯等

本件メモ記載に係る原告名義の口座の開設及び入出金の経緯並びにこれと関連すると思われる戊の口座の状況は、以下のとおりである（下記イ～カが本件各財産である。）。

ア 本件A普通預金（甲37～39）

本件A普通預金は、昭和59年8月1日、A銀行伊東駅支店に1000円の預入れがされて開設された甲名義の普通預金口座（口座番号 ）である。本件A普通預金に係る当初の貯金通帳には、名義人の読み方が「甲」と記載されている。

この口座は原告名義で運用された国債の利息、投資商品の償還金等の入金や、原告の大学の学費や保険料を支払うために利用されており、原告の日常生活の諸費用に係る出入金はなく、その残高は、一部の時期を除き、おおむね数万円から数十万円程度であった。

しかし、平成11年頃から、他の口座からの入金や他の口座への出金と認められる金銭の出入りがしばしば見られるようになり、例えば、預金通帳の平成11年9月10日の欄には、合計200万円の入金が記帳されており、手書きで「甲 ワリコウ」と記載されている。同様に、平成12年3月6日の欄には250万4081円の入金と「A甲定期（大口）ヨリ」の手書き記載、同月15日の欄には286万円の出金と「生保E」の手書き記載、平成14年3月15日の欄には1001万3083円の入金と「O信用金庫解約」の手書き記載、同年4月10日の欄には1001万1043円の出金と「口債A」の手書き記載、平成16年6月16日の欄には2000万0648円と100万円の各出金があり、前者には「A口債（個）」、後者には「甲」の各手書き記載がされている（「口債」は「国債」の趣旨と解される。）。

イ 本件A定期預金（甲27の2、31～33、35、36、乙13の3、21の1、25、28）

本件A定期預金は、平成2年10月5日、A銀行伊東駅支店に、J証券のP名義口座からの償還金（同月4日償還の2482万6636円）を原資とする2500万円の預入れがされて開設されたP名義の定期預金（口座番号 ）を原資としている（以下この預金を「本件原資定期預金」という。）。この定期預金は、その後10回余り書換えが行われたが、平成10年2月5日の書換えの際に1000万円が払い戻されて、Q銀行（当時）に開設された定期預金（後記ウ）の原資となり、残額が本件原資定期預金として再び書き換えられていった。そして、平成14年3月28日に同口座の名義が甲に変更され、平成15年3月14日に解約された。この解約と同日、上記支店に、本件原資定期預金を原資とする1000万円の預入れがされ、甲名義で本件A定期預金（口座番号 ）が開設された。同預金は、以後1年ごとに書換えがされ、乙死亡後の平成21年2月23日に解約された。

他方、判明しているところでは、戊について、遅くとも平成6年12月16日（本件原資定期預金の書換日と同じ日）には上記支店に同人名義の定期預金（口座番号 ）が存在しており、その額は本件原資定期預金と同額であった。戊についても、平成2年10月4日、J証券の同人名義口座から2482万6636円が償還されており、上記定期預金は、これを原資として開設されたものと推認される。上記預金も、本件原資定期預金とほぼ同日に書換えがされていき、平成10年2月5日の書換えの際には、本件原資定期預金と同様、1000万円が払い戻されて、Q銀行に開設された戊名義の定期預金（後記ウ）の原資

となった。その残額から成る定期預金のその後の書換え等の時期は本件原資定期預金とほぼ同様であるが、平成15年3月14日の書換えの際には、1257万6247円が払い戻されて、そのうちの257万6247円は、土地取得のための銀行借入金の返済資金に係る乙から戊への貸付金として処理されている（後記(5)）。そして、平成16年4月19日に戊名義の定期預金口座は解約されたが、その払戻金1000万2014円のうちの1000万1489円も、土地取得のための銀行借入金の返済資金に係る乙から戊への貸付金として処理されている（後記(5)）。

ウ 本件B定期預金（甲6、47、56、乙13の2、28、29）

本件B定期預金は、平成10年2月5日に本件原資定期預金から払い戻された金銭（上記イ）を原資として、同月6日に預け入れられた1000万円により、Q銀行伊東支店（現B銀行小田原支店。店番号●）のP名義の定期預金（口座番号－）として開設されたものである。同預金については、その後継続処理が繰り返されているが、その後、名義が甲と変更された。

他方、戊についても、平成10年2月5日にA銀行伊東駅支店の同人名義の定期預金から払い戻された金銭（上記イ）を原資として、同月6日に預け入れられた1000万円により、Q銀行の上記支店に定期預金（口座番号－）が開設された。同預金については、本件B定期預金とほぼ同日に継続処理がされていたが、平成15年4月21日に解約され、その払戻金1000万3200円のうち1000万2369円は土地取得のための銀行借入金の返済資金に係る乙から戊への貸付金として処理されている（後記(5)）。

エ 本件C定期貯金（甲14、乙8、28の1）

本件C定期貯金は、平成2年5月7日、375万円の預入れがされて、C銀行定期貯金（貯金証書番号－）として開設され、その後継続していたが、乙死亡後の平成20年5月16日に解約された。

他方、戊についても、本件C定期貯金と同様、平成2年5月7日、375万円の預入れがされて、C銀行定期貯金（貯金証書番号－）が開設され、その後継続の上、本件相続に係る相続財産として申告されている（後記(5)）。

オ 本件国債（甲17、19、21～25、39、40、42、45、46、乙13、14、21、22、28、証人戊）

本件国債は、平成16年6月16日に本件A普通預金から払い出された2000万0648円を原資として購入されたA銀行伊東駅支店の個人向け国債である。本件A普通預金には、上記払出前の平成16年4月20日時点では156万円余の残高しかなかったところ、同日に「コクサイ ショウカン」として1000万円が預け入れられ（①）、更に同年6月16日からは「I」として1757万4880円が預け入れられており（②）、これらが上記原資の基礎となっている。このうち、①について見ると、これは、昭和63年12月9日に預け入れられた1000万円によりL銀行伊東支店に開設されたP名義の定期預金の一部が、その後、本件A定期預金からの一部払戻金と合わさってO信用金庫伊東駅支店（現R信用金庫伊東駅支店）のP名義の定期預金となり、ひいてはこれがA銀行伊東駅支店において取り扱われた利付国庫債券に変じていたものの償還金であると認められる。また、②については、I証券熱海支店において、平成12年4月に開設された利付国庫債券につきその後約定金額が増額され、その後、この償還金を原資として購入されたSにつき、平成16年6月16日

に1757万4880円で売却されたものが本件A普通預金に入金されたものと認められる。

他方、戊については、本件国債のような形で同人名義の国債が取得されたとの事実は認められない。もっとも、本件国債取得の原資となった上記①②と同様に、戊についても、L銀行伊東支店、O信用金庫伊東駅支店、I証券熱海支店において、同人名義の預金口座が開設され、原告名義のものと時期や額を同じくして同様に金銭が移動している部分がある。これらの一部が、土地取得借入金返済資金や居住用建物取得借入金返済資金とされ、後者の平成16年4月27日にI証券熱海支店の同人名義の口座から払い戻された754万6639円は乙から戊への貸付金として処理されており、O信用金庫伊東駅支店の戊名義の定期預金として残ったものは、本件相続に係る相続財産として申告されている（後記(5)）。

カ 本件D保険（甲39、49～51）

本件D保険は、E生命保険の5年ごと利差配当付終身保険であるが、この保険は、有限会社Mを代理店として、平成12年3月15日に、契約者を甲、契約者印を「甲」として契約された保険（証券番号 ）であるところ、その保険料の合計額285万4555円は、同日、本件A普通預金から払い出された286万円を原資としている。

キ その他（甲2、6、乙1、7）

上記ア～カのほか、本件メモのうち上段に甲と記載されているメモに記載されていた原告名義のC貯金（記号番号 ）は、平成18年5月18日に解約されていた。また、同メモに記載されていたN生命終身保険の本件相続時の価額は、192万9573円である。本件各財産の本件相続時の合計金額（別紙2財産目録参照）に、上記N生命終身保険の本件相続時の価額を加えると、5108万8426円となる。

(5) 戊名義の預金等の状況

本件メモ記載に係るものを始めとする戊名義の預金等の状況は、次のとおりである。

ア 前記(3)ウのとおり、本件メモのうち上段に戊と記載されているメモには、O信用金庫定期口座、C貯金（自動継続定期、普通口座、乙を被保険者とする養老保険、丙を被保険者とする養老保険）及びN生命終身保険の記載がされていた。この記載に対応するものとして、R信用金庫伊東駅支店（旧O信用金庫伊東駅支店）の定期預金（口座番号 ）に1004万1733円、C銀行の定期貯金（記号番号 ）に454万0875円、通常貯金（記号番号 ）に172万7302円、丙を被保険者とするW生命保険の養老保険（保険証書記号番号 ）の解約還付金として104万8632円、乙を被保険者とする養老保険（保険証書記号番号 ）に関する生命保険金150万1603円、N生命保険の終身保険（証券番号 ）の解約金202万0742円があった。

（乙7、13の4、28の1）

イ 戊は、土地及び居住用建物取得のための銀行借入金の返済資金に係る乙から戊への貸付金を熱海税務署長に申告した。そして、その額は、平成15年3月14日にA銀行伊東支店の同人名義の定期預金から払い戻された1257万6247円のうちの257万6247円（前記(4)イ）、平成15年4月21日にB銀行小田原支店の同人名義の定期預金解約されたことによる払戻金1000万3200円のうち1000万2369円（前記(4)ウ）、平成16年4月19日にA銀行伊東支店の同人名義の定期預金解約されたことによる払戻金

1000万2014円のうちの1000万1489円（前記(4)イ）及び平成16年4月27日にI証券熱海支店の同人名義の口座から払い戻された754万6639円（前記(4)オ）の合計である3012万6744円と認められた。この額と上記アの預金等の額を合計すると、5100万7631円となる。（甲5、乙7、28の1の1、28の2。なお、乙28の1の1の戊名義の預貯金等残高明細表では、合計が5090万6028円となっているが、これには戊が受領した乙を被保険者とする養老保険の生命保険金についての記載がないこと、乙からの貸付金の額を3012万6744円とすべきところが、3152万6744円とされていることによる。）

(6) 相続税納税に至る経緯

ア 戊は、乙の生前、乙の指示に従って、自分名義の口座等の通帳や書証の書換えのために乙が用意した銀行用紙に必要事項を記入したりしていたが、上記の預金等は、自身が出捐したものではないこと、定期貯金の書換えなどで手続に関与したことはあるものの、通帳等を管理したことはなかったこと、上記(5)イの金額と本件メモのうち、上段に甲とあるメモに記載されている原告名義の預金等を合計した原告名義の財産の価額（上記(4)キ）がおおむね同じであり、乙の口癖として、「戊と甲には同じだけのものを残している」と言っていたことから、本件メモに記載されている原告及び戊名義の財産は、乙の財産であると判断した（乙10、11、15、35、証人戊）。

イ 本件相続に係る相続税の申告に当たっては、T事務所（以下「T事務所」という。）が丙、戊及び原告3名の申告に関与する話も出たが、原告は、自分名義の預金等の財産は、乙の相続財産ではないと主張したことから、同事務所は、丙及び戊の二人について申告することになった。しかしながら、原告は、申告期限の少し前になり、申告書の作成に必要な資料が揃わないとして、UはT事務所に対して、丙及び戊が提出予定の申告書と同じ申告書の提供を依頼した。そこで、同事務所は、戊の了解を得て、丙及び戊が申告予定の申告書の第1表及び第2表と「本書以外の書類は相続人丙他に添付済であります」と記載した書面を渡した。この際、T事務所の税理士は、渡した申告書で申告することもできるし、相続財産の分割に争いがある場合には、分割が確定した後に更正の請求ができることも説明した。（乙12、35）

原告は、平成21年2月25日、熱海税務署長に対し、T事務所から提供を受けた上記資料を利用して、本件申告書を提出した。そうしたところ、原告は、熱海税務署から、第5表以下が必要であるとの指摘を受けたため、再度T事務所に連絡を取った。そして、T事務所は、戊の了解を得て、原告に対して第5表以下を提供し、原告はそれらの資料を同年3月3日に同署に提出した。（甲1、2、乙1、12）

丙及び戊は、平成21年2月26日、共同して本件相続に係る相続税の申告を行った（乙7）。

2 検討

更正の請求に対しされた更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消訴訟において、納税義務者は、自ら記載した申告内容が真実に反するものであることを主張立証すべきものと解される。この点、本件各財産は、原告名義のものであり、このことは本件各財産の帰属を判断するに当たって重要な事実ではあるが、他方、家族内において、真実の帰属者以外の家族の名義で財産を取得、維持する例もしばしば見られるところであるから、本件相続に当たって本件各財産が原告の

固有財産と認められるかどうかは、その管理及び運用の状況、購入原資の出捐者等を含む諸事情を総合考慮の上で判断されるべきものである。以下、上記認定事実を踏まえつつ、検討する。

(1) 本件各財産の管理及び運用の状況について

ア 本件各財産や戊名義の預金等は、静岡県内に所在する金融機関の窓口で取引がされていたものであるところ、乙は同県伊東市内の乙の居宅に居住していた。原告は、同市内の幼稚園に勤務した時期や横浜市内の大学に在学した時期に同居宅に居住していたことがあるものの、短期大学在学中や婚姻後は基本的に静岡県外に居住しており、戊もまた大学進学後は同県外に居住していた。

本件各財産に係る通帳や印鑑等は、戊や丙名義の通帳や印鑑等とともに、本件相続時において、乙の居宅に置かれた同人の管理する本件金庫内に保管されていたのであるが、これらとともに本件金庫内に保管されていた本件メモには、乙の筆跡により、原告や戊名義の取引金融機関等、口座番号等、金融商品名、預入時期、金額等が記載されており、これらの記載は、いずれも実際に存在する取引を具体的に記載したものである上、口座が決済用であることや、保険代理店の名称等といった細かな事情まで記載されていた。本件各財産に係る原資が払い出されるなどしていた本件A普通預金については、その通帳中に、「甲ワリコウ」、「A甲定期（大口）ヨリ」などといった手書きの記載がされている。

また、本件各財産のうち、本件A定期預金、本件B定期預金及び本件C定期預金について、同時期に戊名義の同額の預金が開設され、その後の書換え等も同様に行われていることはもとより、これらの原資となった様々な金融機関における預金等の複雑な流れも、前記1(4)で見たとおり、原告名義のものと戊名義のものとではほぼ一貫して同様のものとなっているところである。

そして、本件各財産の本件相続時の合計金額に本件メモに原告名義のものとして記載されていたN生命終身保険の本件相続時の価額を合計した額と、本件メモに戊名義のものとして記載されていた預金等の本件相続時の価額に戊が乙からその生前に貸付けを受けていた額を合計した額は、いずれも5100万円余りであって、おおむね同程度である（なお、平成13年3月にL銀行伊東支店の戊口座からA銀行横浜戸塚支店の戊口座に送金され土地取得借入金返済資金に充てられた1002万1666円（戊証人。この金額は乙の貸付金として計上されていない。）をも考慮すると戊の得た額が多くなるともいえる。しかしながら、本件相続に係る相続税の申告に当たって原告の固有財産とされた本件A普通預金には、乙が死亡した平成20年4月当時には、約550万円の預金があったこと（乙23）、前記1(4)キのとおり平成18年5月に解約された原告名義のC貯金があったことなどが認められ、それらを合わせると原告名義の預金等と乙名義の預金等がおおむね見合っていたものと推認できる。）。

以上の事情に照らすと、乙は、原告名義の預金等と乙名義の預金等が同程度になるように、自ら、その管理及び運用を行っていたものと認められる。

イ この点、原告は、同人名義の預貯金通帳や書証、印鑑等は、A銀行伊東支店の貸金庫や乙の居宅の2階にある原告の部屋で保管していたから、本件各財産は、自ら管理していたものであり、本件各財産の原資が払い出されるなどした本件A普通預金は自ら開設し、管理していたものであるなどと主張し、本人尋問においてもこれに沿う供述をしている。

しかしながら、上記アで見たとおり、原告名義の資産と戊名義の資産の運用が同様に行わ

れており、本件A普通預金の通帳中に「甲ワリコウ」といった、預金名義人本人であれば通常書かないような手書きの記載があることなどに照らすと、乙が本件各財産に係る通帳や印鑑等を手元に置いて戊名義の資産などと一括して管理していたと見るのが自然であるのに対して、自らが本件各財産を管理していたという原告の主張には客観的裏付けが乏しいというほかない。原告は、自身が口座を管理していた証拠として直筆の伝票等（甲40、48、49）や、A銀行伊東支店名義の原告宛領収証（貸金庫使用料についてのもの。甲54）を提出するが、前者については、本件各財産に係る伝票等の一部にとどまっており（乙24、原告本人）、戊が乙の指示を受けて自分名義の口座等の通帳や書証の書換えのために所定の銀行用紙に必要事項を記入したことがある（証人戊）というのであるから、原告直筆の伝票等が一部存在するとしても、乙が本件各財産を管理していたことと矛盾はしない。また、後者についても、本件の事実関係に照らすと、原告名義の金庫を実際に管理していたのが原告なのかは必ずしも明らかではないし、管理されていた内容物も明らかでない。さらに、原告が開設したなどと主張する本件A普通預金についても、既に述べたところに加えて、原告が当時長野県内に居住していたことや、開設時の名義が「甲」となっていたこと（原告は当時既に婚姻していたが、原告の姓は「甲」と読むのであり、これを原告が誤るというのは不自然である。）などに照らすと、同預金を原告が開設したり、管理したりしていたとは認められない。本件各財産の管理について原告が他に主張するところも、本件の証拠に照らして採用できない。

(2) 本件各財産の原資の出捐者について

ア 本件各財産の原資の出捐者については、これを直接認めるに足りる証拠はない。しかし、前記1(4)で見たところに照らすと、本件各財産に係る預金口座等やその原資となる預金等の多くは、平成2年頃までに開設されてきたものであるところ、当時、原告はようやく30歳になろうかという時期であり、その収入は勤務先の幼稚園からのものにとどまっていたと認められるし、戊は昭和58年からの10年にわたる学生生活の途中であった時期であることなどに照らすと、原告や戊が本件各財産を含む本件メモに記載された資産の原資を出捐したとは考えにくい。戊は、本件各財産に記載された自分名義の資産の原資を自ら出捐したことはないと述べる（証人戊）ところ、この供述は上記事情に照らして信用できるものである。そして、先にも見たとおり、原告名義の預金等と戊名義の預金等が同様の形で形成されているのであるから、これらの資産の原資の出捐者は同一であると見るのが自然であるところ、本件各財産やその原資となる預金等を管理していたのは乙であり、同人は、椿油の製造小売業を営んでいた父を持ち、自らは駐車場業を営んでいたというのであるから、上記資産の原資は、乙が事業によって得た収入や同人が父母から相続等によって得た財産等によると推認するのが相当である。

イ この点、原告は、本件各財産の原資は、原告が祖母であるFから贈与を受けた2000万円、原告の幼少期からのお年玉や小遣い、Gへの貸付金の返済金、乙から贈与を受けた財産である旨の主張をし、本人尋問でこれに沿う供述をする。また、本件メモには、丙の固有財産と認められるものが含まれており、原告のものについてもその固有財産と認められる旨主張する。

しかしながら、前者の点についてみると、原告がFから贈与を受けた2000万円については、Hからかつてそのように聞いたという原告の供述以外に証拠が存在しないし、Fの死

亡時に3歳であった原告に、Fが当時の額で2000万円もの多額の贈与をしたというものにわかに信用しがたい。原告の幼少期からのお年玉や小遣い、Gへの貸付金等についてもそれらを裏付けるだけの具体的な証拠はない。先にも見たとおり、本件各財産やその原資となる預金等の運用過程の多くが戊名義のその運用過程と一致していることからすると、本件各財産だけが原告出捐によるものと見るのは不自然である。また、後者の点についても、本件メモに記載された丙名義の財産が仮に同人の固有財産であったとしても、乙が長らく同居して生計を同じくしてきた丙名義の財産と、原告や戊名義の財産とを同一に論じることとはできないものというべきである。本件各財産の原資の出捐者について原告が他に主張するところも、本件の証拠に照らして採用できない。

- (3) 以上のとおりであって、乙は、自ら原資を出捐した本件各財産を管理していたと認められる。乙が、本件各財産やその原資となる預金等を原告や戊の名義で管理していたのは、いずれそれらの資産を遺贈等の方法により原告や戊に帰属させるつもりであったからではないかと考えられるところではあるが、乙は原告や戊が成人した後も本件相続に至るまで一貫して管理しており、乙の生前にこれらの資産が原告や戊に確定的に帰属するに至ったことをうかがわせるだけの事情はない。そうすると、これらの資産は乙の生前は同人に帰属していたものと認められこそすれ、原告の固有財産になっていたと認めるだけの証拠はないものというべきである。したがって、本件相続に当たり、原告が申告した内容が真実に反するものであるとはいえない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 小林 宏司

裁判官 桃崎 剛

裁判官 中村 仁子

(別紙1)

指定代理人目録

田原 昭彦、菊池 豊、藤井 志乃、久保山 久治、大野 真一

以上

別紙 2 及び別紙 3 省略